

兵高教組

2019年5月14日

## 調査情報 1号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: http://www.hyogo-kokyoso.com

mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

あなたは毎月 見えていますか？

## 給料の明細で確定交渉の成果を見る

みなさんは毎月、給料の明細を見えていますか。

転勤した人ならば申請した手段に応じた通勤手当が支給されているか、新採用者ならば正しい前歴換算によって号給が決定されているか、他にも特殊勤務手当がきちんと支給されているかなど、自分で確かめることができます。

また、確定交渉での改善部分や、改悪を阻止した部分などもわかります。給料の明細で、2018 確定交渉(注1)の成果と課題を見てみましょう。

## 支払明細書

支給年月		所属コード		職員番号		氏名		表級号給		給料表額・定額	
								④		③	
給料(調整額)	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	管理職手当	特殊勤務手当	農林漁業普及指導手当		
① 円	円	⑥ 円	円	円	⑤ 円	円	円	円	円	円	
特勤手当	へき手当	寒冷地手当(新設加算)	超過勤務手当	夜勤手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当			
円	円	円	円	円	② 円	円	円	円	円		

注1

「確定交渉」とは、賃金権利確定交渉のことです。民間企業の賃金は春闘で決まりますが、地方公務員の賃金は人事委員会の勧告を受けて、秋の交渉で決まります。これを「確定」あるいは「確定交渉」と呼びます。

## ①各号給で1,600~400円の引き上げ

2018 確定交渉において、国並の給料表改定(平均0.12% 484円引き上げ)を勝ち取りました。2018年4月1日に遡って改定されています。1年前と比べると、若年層1,600円~高齢層400円の引き上げ(ベースアップ)と、1月に昇給した分(定期昇給)が上がっています。高教組は、全職員に反映される改善を強く求めましたが、残念ながら現給保障額が400円以上の人には改定の効果がありませんでした。

## ②宿日直手当引き上げ

宿日直1回あたりの手当が200円引き上げられました。2018年4月1日に遡って改定されています。宿日直を3回した月は、改定前と比べると手当が600円増えるということになります。

## ③現給保障額は減額なし

③の欄が二段になっている人は、現給保障の対象者で、下段が現給保障額です。

2018年度末は、2015年「総合的見直し」の分も2006年「給与構造改革」の分も、現給保障額の減額はありませんでした。ただし、県は2019年度末で廃止という姿勢を変えていません。また、「給与構造改革」の現給保障は、2018年3月に1/4減額されています。

昨年度の現給保障の対象者は、高校教育職で全体の34.6%(このうち「給与構造改革」に伴う現給保障が1.6%)もいます。現給保障額が1万円を超える人もいて、その場合、現給保障が廃止されると年間で16万円以上の損失になります。高教組は、現給保障の維持を強く求めています。

## 現給保障とは？

全体の給料額を一齐に引き下げる改悪が行われた際に、当時、現に支給されていた額を保障すること。2015年度「給与制度の総合的見直し」は、「地域間の配分の見直し、世代間の配分の見直し」ということで給料表が平均2%引き下げられた。その引き下げ分、国では地域手当が引き上げられたが、兵庫県ではわずかしき引き上げられていない。2006年「給与構造改革」のことなど、詳しくは「高教組 賃金権利手帳」参照。

## ④臨時教諭の号給上限の撤廃

臨時教諭(注2)の号給上限(高2-85 中小2-83)が撤廃されました。ただし55歳以上は上がりません(号給固定)。2019年4月実施です。頭打ちになっていたけれども、2-85を超える号給に上がったという人もいるでしょう。

注2: 1級給料表が適用されている臨時講師が一定の条件を満たす場合に、2級給料表が適用される臨時教諭となる。詳しくは「高教組 賃金権利手帳」参照。

## ⑤新幹線利用に係る特別料金の加算額引き上げ

新幹線や高速道路等を利用して特別料金の加算が適用されている場合の加算の上限額が、2万円から3万円に引き上げられました。2019年1月1日実施。

## ⑥地域手当は下げられたまま

「行革」が終わったのに、地域手当の1.5%削減は続いています。人事委員会が公民比較方法を改悪したために、2018 確定交渉では地域手当削減分の較差が覆い隠されてしまいました。秋の2019 確定交渉で、地域手当削減分を取り戻しましょう。

現行の地域手当の支給率: 9.4% 神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、明石  
6.4% 姫路 4.4% その他の地域

あなたも高教組へ。教職員の生活と権利を守るとりくみを、ぜひ一緒に!